



福島医発第2399号(地)

平成28年11月28日

各医師会長殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松 田 峻一良  
( 公 印 省 略 )

「高難度医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」について

標記の件につきまして、厚生労働省医政医局総務課及び同局研究開発振興課より福岡県保健医療介護部医療指導課を通して別添のとおり連絡がありました。

今般、平成28年度厚生労働科学特別研究事業「高難度新規医療技術の導入プロセスにかかる診療ガイドライン等の評価・向上に関する研究」(代表者：國土典宏(東京大学肝胆膵・人工臓器移植外科))により「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」が取りまとめられ、日本医学会ホームページ(<http://jams.med.or.jp>)にて公開されました。また、高難度医療技術の導入に係る規程や申請書のひな形等は特別研究事業の研究成果として厚生労働省のホームページ(医療安全対策ページ[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iryoku/i-anzen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/i-anzen/index.html))上で公開が予定されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

---

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博  
会長 白石恒明

28医指第2362号

平成28年11月14日

公益社団法人福岡県医師会長  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会长  
一般社団法人福岡県私設病院協会长  
一般社団法人福岡県精神科病院協会长  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記について、厚生労働省医政局より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。  
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係 佐藤、長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知



事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 10 日

各 都道府県衛生主管部（局）  
保 健 所 設 置 市 殿  
特 別 区

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局研究開発振興課

「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」について

「医療法施行規則第9条の23第1項第7号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準について」（平成28年6月10日医政発0610第21号厚生労働省医政局長通知）において、関係学会による「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」を別途示すことを伝えておりました。

今般、平成28年度厚生労働科学特別研究事業「高難度新規医療技術の導入プロセスにかかる診療ガイドライン等の評価・向上に関する研究」（代表者：國土典宏（東京大学 肝胆膵・人工臓器移植外科））により「高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方」が取りまとめられ、日本医学会ホームページ（<http://jams.med.or.jp/>）にて公開されましたので情報提供いたします。また、高難度新規医療技術の導入に係る規程や申請書のひな形等は特別研究事業の研究成果として厚生労働省のホームページ（医療安全対策ページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/i-anzen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/i-anzen/index.html)）上で公開を予定しております。

貴職におかれましては、各病院等における高難度新規医療技術の導入に当たっての基本的な考え方として活用できるよう、貴管下医療機関、関係団体等に対して周知していただくようお願いいたします。

